

佐賀(上分地区)整備中の宅地団地の名称『白石団地』に決定

上分地区において平成22年度の完成を目指し、現在宅地開発事業を進めています。この宅地の名称を公募したところ、県内外から28点の応募をいただきました。審査の結果、`従来から親しまれている地域名、という理由により白石団地に決定しました。ご応募いただきましたみなさま、誠にありがとうございました。今後は早期完成を図り、新しい黒潮町の宅地の受け皿として取り組んでいきます。



【白石団地イメージ図】

【お問い合わせ】 佐賀総合支所 まちづくり課まちづくり係 ☎55-3700(直通)

ねんきんコーナー

二十歳がスタート「国民年金」!

成人式を迎えられたみなさん、おめでとございます。二十歳になると「国民年金」に加入しないといけないこと、ご存知ですか？

「国民年金」は、老後はもちろん、病気やケガなどで収入がとだえても、誰もが安心して生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

二十歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社に就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生のみなさんにも保険料の納付が義務付けられています。が「学生納付特例制度」をご利用いただく、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。(手続きには学生証・在学証明などの書類が必要ですが)

また、学生以外の二十歳代の方には、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、役場の国民年金担当窓口にて受け付けできますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

この届出がされないままになりますと、万一の事故などで、障がい者になってしまっても、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

年金受給者のみなさまへ

「平成20年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

社会保険業務センターでは、老齢年金などの受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとなっております(毎年1月下旬)。

この「源泉徴収票」には、平成20年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引きされた国保・介護保険料などの金額、源泉徴収税額および控除内容などが記載されています。

確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、高知社会保険事務局幡多事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

第3回 年金作品コンクール 受賞作の発表

今年も、次世代を担う中学・高校生を対象とした年金教育の一環として、「ねんきん」をテーマとしたポスターを募集しました。中学生部門の応募が6点ありましたが、高校生部門の応募はありませんでした。高知県では、上ノ加江中学校2年生、濱田浩太さんの作品を最優秀賞とし、「社会保険庁全国作品コンクール」

に推薦しました。受賞作品については、今後事務局ホームページに掲載していく予定です。

○お問い合わせ

大方総合支所

住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701(直通)

高知社会保険事務局

幡多事務所

☎ 34-1616

あなたは大丈夫? 守ってください!

ごみは決められた時間までに決められた方法で出してください。残ったごみの始末は誰かがしてくれています。



大方総合支所 住民課 環境保全係
佐賀総合支所 まちづくり課 水道環境係